


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦		
件名	東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>福生病院組合が、令和2年4月1日をもって名称を変更することに伴い、規約の変更が必要となった。これを受けて、東京都市町村職員退職手当組合から、所要の改正を行うことについて依頼があった。</p> <p>(1) 主な改正内容 別表第1中及び別表第2地方公共団体の項第1区の欄中「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改める。</p> <p>(2) 施行日等 東京都知事の許可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果 東京都市町村職員退職手当組合規約の適正な運用が図られる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
3. 留意事項 (問題点等) 規約を改正するためには、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされている。					
4. 主管部処理案 (検討結果等) 令和2年第1回市議会定例会に議案として提出したい。 議決後、議決書の謄本を東京都市町村職員退職手当組合へ提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。